

**岸和田商工会議所  
自社企業P R動画制作支援補助金交付要綱**

(趣 旨)

第1条 本要綱は、会員事業所がビジネスチャンスの拡大を目的として制作する自社企業P R動画に係る経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付するために必要な事項を定めるものである。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、岸和田商工会議所の会員であり、岸和田市内に事業所を有する者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業は、以下の要件をすべて満たすものとする。

(1) 自社企業をP Rするために制作される動画であること。

(2) 補助対象事業は、申請年度内に完了すること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、前条に定める動画制作に係るものであって、別表に掲げる項目のうち、岸和田商工会議所が必要と認めたものとする。

(補助率)

第5条 補助率は、以下のとおりとする。

(1) 自社企業P R動画の制作に必要な経費の2分の1以内（1,000円未満は切り捨て）とし、同一会計年度における上限額は10万円とする。

(2) 国、府、市等から同一動画制作に関して補助金の交付を受ける場合は、前項の対象経費からその金額を控除し、残額に対して上記補助率を適用する。但し、岸和田市の「がんばる岸和田」企業経営支援補助金は除く。

(3) 補助金の交付は、予算総額の範囲内に限り、申請順により行う。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を希望する者は、動画制作開始前までに所定の補助金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。最終提出期限は1月末日とする。

2 申請書に添付すべき書類は、以下のとおりとする。

(1) 事業計画書、事業経費内訳書

(2) 補助対象経費の見積書・仕様書等、費用の詳細が確認できる書類

(交付決定)

第7条 岸和田商工会議所は、前条の申請を審査し、適当と認めたものに対し、予算の範囲内で補助金の交付または不交付を決定し、申請者へ通知する（様式第2号）。

(変更申請)

第8条 補助事業者が、交付決定通知書受領後に申請内容または経費を変更しようとする場合は、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、事前に承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1) 事業の目的達成をより効率化するために軽微な変更を行う場合。

(2) その他岸和田商工会議所が認める場合。

2 承認された場合は、変更承認決定通知書（様式第4号）により通知する。

(実績報告等)

第9条 補助事業者は、自社動画の制作完了後、速やかに補助金報告書（様式第5号）、完成した動画、および領収書の写しを添付した収支決算書を提出しなければならない。最終提出期限は2月末日とする。

2 上記と併せて、補助金交付請求書（様式第6号）も提出すること。

(補助金額の確定)

第10条 前条の報告書を審査の上、適当と認められた場合には、交付すべき補助金額を確定し、交付確定通知書（様式第7号）により通知する。

(補助金の取消し等)

第 11 条 岸和田商工会議所は、補助事業者が以下のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部または一部を変更・取消しできる。既に交付済の場合は、返還を命ずる。

(1) 承認を受けずに事業を変更・中止した場合、または遂行が困難と判断される場合。

(2) 虚偽・不正行為により補助金を受けた、または受けようとした場合。

(3) 暴力団等の反社会的勢力と認められた場合。

(4) 動画が暴力団等の反社会的勢力の利益につながる可能性があると認められた場合。

(5) 動画が法令等に違反している、またはその恐れがある場合。

(6) 動画が他者を中傷、プライバシーを侵害する内容である場合。

(7) 第三者の知的財産権を侵害している場合。

(8) 政治的、宗教的な勧誘など、特定のイデオロギーの宣伝を目的とする場合。

(9) 公序良俗に反する内容である場合。

(10) その他岸和田商工会議所が不適切と認めた場合。

2 変更・取消しを行う場合は、変更・取消通知書（様式第8号）により通知する。

(事業期日)

第 12 条 本事業は、実施年度内における予算額が執行された時点で完了とする。

附 則

(施行の時期)

1 本要綱は、令和7年10月14日から施行する。

別表（第4条関係）：補助対象経費一覧表（自社技術で賄えない外注・専門的経費）

経費区分	内容（具体例）	備考・補足
1 撮影費	外部カメラマン派遣費 高画質機材レンタル料 ロケ地使用料	社内で対応困難な撮影体制に必要
2 編集費	専門業者による映像編集 (カラー調整、テロップ挿入等) 音声編集 (ノイズ除去、音質調整等)	高度な編集技術が必要な作業
3 音楽・効果音費	BGM制作・効果音制作 著作権使用料	商用利用権の取得を含む音源使用料
4 ナレーション費	プロナレーター出演料 録音スタジオ使用料	外部収録が必要な場合に限る
5 デザイン費	タイトル、エンドロール、サムネイル等のグラフィック制作費	高品質な構成要素の外注
6 外注・委託費	映像企画・構成・編集などの外部委託	契約と見積の明確化が必要
7 その他必要経費		岸和田商工会議所が認めた合理的な経費